

## 資産運用報告の適正性に関する確認書

平成 30 年 8 月 30 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都中央区日本橋兜町 9 番 1 号
不動産投資信託証券発行者名	平和不動産リート投資法人
	(コード : 8966)

代表者の役職・氏名	執行役員	東原正明
(署名)		

本投資法人の執行役員である東原正明は、本投資法人の平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 5 月 31 日までの第 33 期計算期間の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則(平成 18 年内閣府令第 47 号、その後の改正を含みます。)(以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。)第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記の通りです。

### 記

#### 1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)に基づいて設立された投資法人です。本投資法人は、資産の運用に係る業務(以下「資産運用業務」といいます。)等を平和不動産アセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)に、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を税理士法人平成会計社(以下「経理事務受託者」といいます。)に、資産の保管に係る業務並びに投資主名簿等に関する一般事務及び特別口座の管理に関する一般事務をみずほ信託銀行株式会社に、機関の運営に関する一般事務を三菱UFJ信託銀行株式会社に、それぞれ委託しております。

#### 2. 資産運用報告の作成プロセス

資産運用報告は、資産運用会社の業務管理部において、経理事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、資産運用会社が把握している本投資法人に係る重要な情報等に基づいて、投信

法等の関係法規に従い、原案を作成します。

当該原案について、会計監査人による監査のほか、法律に基づく様式との整合性及び記載表現については法律事務所の、税務に関する記載内容については税理士法人の助言を受けるとともに、執行役員である私はその内容を精査し、本投資法人役員会の承認の後、提出しております。

なお、資産運用会社は、資産運用業務に係る社内諸規則を整備し、重要な運用案件については投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議後に取締役会決議を行った上で適正な運用の執行を図り、法令等遵守案件についてはコンプライアンス委員会及びコンプライアンス・リスク管理室による事前審査を行い、情報開示についてはコンプライアンス・リスク管理室及び必要に応じて法律事務所によるチェックを行った上で開示する体制となっております。また、事後検証として、独立部署である監査室が内部監査を実施することで内部管理態勢等の状況及び有効性を検証しており、資産運用に係る業務を適正に遂行する体制が構築されております。

### 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- ① 本投資法人の会計監査人である有限責任あずさ監査法人から、投信法第 130 条の規定に基づく会計監査報告を受領していること。
- ② 資産運用報告の作成に当たって、投資法人の計算に関する規則等に規定された様式との適合性及び記載表現について、法律事務所の助言を受けていること。また、税務事項については、税理士法人の助言を受けていること。
- ③ 資産運用報告の原案については、本投資法人役員会の承認を受けていること。
- ④ 資産運用会社において、社内諸規則が整備され、資産運用業務を適正に執行するための業務体制が構築されていること。

以上